

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

平成19年度外国人労働者問題啓発月間について

外国人労働者対策については、職業安定行政においては、「職業安定行政における外国人労働者問題への対応について」（平成2年6月1日付け職発第264号）に基づき、事業主等への指導、求職者等に対する適切な対応、不法就労に係る実効ある対処等に努めているところであり、また、労働基準行政においては、外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保対策を推進しているところである。

また、平成5年度から政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付けており、厚生労働省においても、同月間中に事業主等を始め広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発指導を行っているところである。

については、本年度においても、厚生労働省において、別添のとおり「平成19年度外国人労働者問題啓発月間実施要領」（以下「要領」という。）を定め、全国的な啓発・指導等を展開することとしたので、貴職におかれても、各都道府県労働局の実情を踏まえ、その実施に遺憾なきを期されたい。

平成19年度「外国人労働者問題啓発月間」実施要領

1 趣旨

- (1) 経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国労働市場に及ぼす影響は看過できないものとなっている。

こうした中で政府は、専門的、技術的分野の外国人労働者について、その就業を促進するとともに、適法に就労する外国人労働者について、雇用管理の改善等を促進するための施策を総合的に講ずることとしているところ、今般、雇用対策法を改正し、これらを総合的に推進することとしているところである。

- (2) この政府方針の下で、厚生労働省では、「外国人雇用状況報告制度」による外国人の雇用状況の把握、「外国人雇用サービスセンター」及び「外国人雇用サービスコーナー」の運営による外国人求職者に対する職業紹介、日系人集住地域のハローワーク等を通じた日系人の就労適正化対策、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく事業主等への啓発・指導等を行うとともに、事業場に対する的確な監督指導により、法定労働条件の履行確保を図るほか、主要な都道府県労働局及び労働基準監督署への「外国人労働者相談コーナー」の設置等により、外国人労働者や外国人労働者を使用する事業主からの労働条件等に関する相談に応じているところである。

- (3) しかしながら、外国人労働者も日本国内で就労する限り労働関係法令の適用があることについて、事業主が認識していないこと等から、就労に当たって適正な雇用・労働条件が確保されていないケースがある。

また、法務省及び警察庁と合同で、中央において「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」及び「不法就労外国人対策等協議会」を、各ブロックにおいて「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」を、それぞれ開催するなど、不法就労に対して実効ある対処を行うための関係機関との連携の強化を図っているところであるが、依然として不法就労者数は高水準で推移している。

- (4) そこで、平成19年度においても、政府全体で取り組む「外国人労働者問題啓発月間」(以下「月間」という。)において、厚生労働省は、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、

- ① 我が国政府の外国人労働者受入れに関する基本方針
- ② 外国人労働者の適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保対策
(「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知を含む。)
- ③ 不法就労対策
- ④ 改正後の新たな外国人雇用状況報告制度
- ⑤ 日系人の就労適正化対策
- ⑥ 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進対策を中心に啓発・指導等を集中的に行うこととする。

(5) なお、改正雇用対策法のうち、外国人労働者の雇用管理に関する規定については、平成19年10月1日から施行することとしているところ、今回の月間が現行の雇用対策法の下で最後に行われるものである。

おって、法務省等11省庁は、別途当該期間において各種行事を行う予定である。

2 実施期間

平成19年6月1日（金）から6月30日（土）までの1か月とする。

3 主 唱

厚生労働省

4 標 語

「外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に理解と協力を」

5 実施事項

(1) 中央で実施する事項

ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・リーフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けリーフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。

特に、改正後の新たな「外国人雇用状況報告制度」の円滑な実施に向け、主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、法務省及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し、説明及び要請を行う。

エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、本月間中のポスターの掲示、リーフレットの配布等、本月間実施に係る協力を要請する。

オ 関係機関によるフォーラムの開催

関係機関において、「企業における外国人留学生の活用」をテーマにフォーラムを開催し、留学生が、卒業後、日本企業においてその能力を十分に発揮し活躍するために必要な環境整備、就職支援の在り方等について、議論を深める。

(2) 地方で実施する事項

ア 広報活動の実施

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、適宜広報資料を作成し地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・リーフレットの配布

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、リーフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を行う。

特に、改正後の新たな「外国人雇用状況報告制度」についてはこれまで、任意の報告制度であったものが義務化された旨を中心に、事業主への周知が徹底されるよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方入国管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し説明及び協力要請を行う。

エ 個々の事業主に対する周知、啓発及び指導

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱い等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行うとともに、改正後の新たな「外国人雇用状況報告制度」についての周知を行う。外国人労働者が多い都道府県では、労働基準監督署及び公共職業安定所において、適正な労働条件及び安全衛生の確保と雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

また、月間中の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

なお、事業所訪問の際に、不法就労に当たると思われる事案を承知した場合には、事業主に対する注意喚起、指導を行うほか、必要に応じ、地方入国管理局等への情報提供を行う。

オ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

都道府県労働局及び公共職業安定所は、その実情に応じ、本月間中に開催される外国人雇用管理セミナーの他、学卒求人説明会等の事業主が集まる会合において外国人雇用対策等に係る資料を配布する等、周知・啓発に努める。

また、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、関係行政機関等と連携しつつ、都道府県の実情に応じて、学識経験者、関係機関の協力を得ながら、事業主等に対する講演会を開催し、外国人労働者問題全般にわたる正しい理解と協力を求める。特に、本講演会については、改正後の新たな「外国人雇用状況報告制度」や、「専門的・技術的分野」における外国人の活用の重要性・必要性等を周知する機会として積極的に活用する。

カ 「外国人雇用サービスセンター」等の活用について

東京・大阪に置かれた「外国人雇用サービスセンター」に、留学生を始めとする専門的・技術的分野に係る求人を集約し、同センターを核として、全国の学生職業センターとも連携しながら、全国ネットワークで就業促進を行っていること

について、広く周知するように努める。

「外国人雇用サービスコーナー」を設置している都道府県労働局及び公共職業安定所においては、その開設場所、業務内容等について積極的に広報活動を行い、同コーナーについて広く周知するように努める。

また、「外国人労働者相談コーナー」を設置している都道府県労働局及び労働基準監督署においては同コーナーの設置について積極的に広報を行う。